

飲食店は「原則屋内禁煙」になります



受動喫煙を防止する目的で、健康増進法が改正され、多くの方が利用するすべての施設は、**2020年4月から原則屋内禁煙**となります。

飲食店も**原則屋内禁煙**になりますので受動喫煙対策の推進にご協力をお願いします。

店内で喫煙させる場合は、喫煙室の設置が必要です

原則屋内は禁煙！

基本的には

加熱式タバコのみ喫煙させる場合

個人、中小規模飲食店の場合

喫煙を目的とするバー・スナック（シガーバー等）

喫煙室の種類	① 喫煙専用室	② 加熱式タバコ専用喫煙室	③ 喫煙可能室	④ 喫煙目的室
要件等	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙のみ可能 ただし、②～④の要件等に該当する場合は、②～④の設置も可 	加熱式タバコのみ喫煙可能 <ul style="list-style-type: none"> 加熱式タバコ アイコス など 	(1)2020年4月1日までに営業許可を受け、いずれかに該当 ア 個人経営 イ 資本金（出資）の総額5000万円以下 ^{注1} (2)かつ客席面積100㎡以下（約30坪以下）	<ul style="list-style-type: none"> たばこ小売販売業の許可又は出張販売の許可を得てタバコの対面販売をしている。 設備を設けて飲食をさせる営業（主食を除く）を行うもの。
飲食の提供	×	○	○	○
設置場所	施設の一部	施設の一部	施設の一部、又は全部	施設の一部、又は全部
管理権原者の責務	たばこ煙の流出を防止するための技術的基準 <ul style="list-style-type: none"> 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上 → 概ね3月以内毎に気流の測定を実施、記録することが望ましいとされている。 たばこ煙が室内から室外に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること たばこ煙が屋外又は外部に排気されていること ※施設内が複数階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱も可能 ※③で、店舗全体を喫煙可能とする場合は、壁・天井等によって区画されていること			
標識の掲示	喫煙専用室等の出入り口及び施設の出入り口に標識を掲示			
立入制限	20歳未満は立入禁止（従業員を含む）			
書類の保存	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 客席の床面積にかかる資料 会社の場合は、資本金（出資）の総額にかかる資料 	<ul style="list-style-type: none"> たばこ小売販売業（又は出張販売）の許可通知書（写しも可）

管轄保健所への届出が必要です

注1 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社のうち次に掲げるものを除く

*大規模会社（資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超える会社）

ア 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社

イ 大規模会社が発行済株式又出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社（アに掲げるものを除く）

問い合わせ：北部保健所 健康推進班 電話 0980-52-5219